

第133回米子市農業委員会農地部会議事録

招集年月日	平成28年4月7日(木)			
招集場所	米子市役所 401会議室			
開 会	午後1時30分			
出席委員	1番 佐々木 知俊委員	2番 田口 正廣委員	3番 高橋 敦美委員	4番 田邊 雄一委員
	5番 遠藤 泰三委員	6番 安田 浩史委員	7番 生田 英夫委員	8番 大縄 敬次委員
	9番 仲本 悟委員	10番 伊塚 定弘委員	11番 泉 新一委員	12番 大東 清彦委員
	13番 林原 成子委員	14番 森田 正敏委員	15番 中本 公平委員	16番 足立 寛隆委員
	17番 松林 貢委員(部会長)			
欠 席	なし			
事 務 局	高西会長	池口事務局長	宅和係長	山本主幹 長谷川主任
日 程	1 農地法各条申請地現地調査			
	2 部会長あいさつ			
	3 議事録署名委員の指名			
	4 議事			
	(1) 農地法各条申請審議等			
	ア 第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可について			
	イ 第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について			
	ウ 第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について			
	エ 第4号 米子市農用地利用集積計画の決定について			
	オ 第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画に係る意見照会に対する回答について			

5 報告事項

- (1) 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について
- (2) 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について
- (3) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
- (4) 非農地現況証明について
- (5) 農地等の現況に係る照会に対する調査結果について
- (6) 農地転用現況確認書の交付について
- (7) 県農業会議会議員の事務報告
- (8) その他

議事開始 午後2時38分

議長（松林委員）

そうしましたら部会が始まります前に、新しい事務局長の池口さんにご挨拶願います。

（池口事務局長挨拶）

そうしますと、第133回の農地部会を開催したいと思います。

はじめに、議事録署名委員について、慣例により議長が指名したいと思いますよろしいでしょうか。

それでは、議席番号2番の田口さんと、議席番号3番の高橋さんをお願いしたいと思います。また、本日の欠席はございません。

それでは審議に入ります。初めに3ページ、議案第1号をお願いいたします。農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可について下記申請について、農地法第3条第1項の規定により許可したいので議決を求めます。

4ページ、番号1の淀江町福岡について、審議いたします。事務局から説明をお願いします。

事務局（山本主幹）

失礼します。番号1の淀江町福岡・福井・平岡について説明いたします。詳細は議案のとおりです。

本件は、父親と母親の持分2分の1ずつの農地を父親の持分全てを同居の子に贈与しようとするものです。取得後の経営面積は128aとなります。別紙3条申請理由のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしく願いいたします。

議長（松林委員）

続きまして、地元委員さんには現地調査をお願いしております。地元委員さん何か報告がございますか。

14番（森田委員）

先ほど説明がありましたけども、父母2分の1ずつの農地を父親の分だけ子に贈与しようとするものです。現地を見ましたが荒れていることもありません。許可要件については問題ありませんのでよろしく願いします。

議長（松林委員）

ただ今、事務局と地元委員さんからのご説明いただきました。これにつきましてご意見等ございませんでしょうか。

ないようでございますので採決をしたいと思います、異議のない方は、挙手でお願いいたします。全員挙手ということで異議なしと認め、許可と決定いたします。

続きまして、番号2の上新印について、事務局から説明をお願いします。

事務局（山本主幹）

失礼します。番号2の上新印について説明いたします。詳細は議案のとおりです。

本件は、申請地の近くで耕作している譲受人が譲渡人の要望もあり、農地を取得しようとするものです。議案19ページをご覧ください。利用権設定各筆明細4-38のとおり、利用権設定の申し出も受けております。合計して、経営面積は63aとなります。許可日については、利用権設定の開始日である28年5月1日になります。別紙3条申請理由のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしく願いいたします。

議長（松林委員）

続きまして、地元委員さんには現地調査をお願いしておりますので、委員さんのほうから何かご報告がありましたらお願いします。

4番（田邊委員）

この件は、売り手側の人が農地相談にも来られており、できないので誰か買ってもらえないだろうかという話も出ていました。その中で〇さんという方が畑を欲しいとあり、話をしたところ今回の件に至ったわけです。特に許可要件には問題ないと思われまますのでよろしくお願ひします。

議長（松林委員）

今、事務局と地元委員さんの方からご説明いただきました。何かご質問等ございませんでしょうか。

無いようなので採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いいたします。全員挙手ということで決定いたします。

議長（松林委員）

続きまして、5ページ議案第2号に入ります。農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について、下記申請について、農地法施行令第7条第2項の規定により意見を具申したいので審議を求めます。

6ページ番号1の河崎について、地元委員さん説明をお願いします。

8番（大縄委員）

今日が一番最初のところです。申請者は議案のとおりです。河崎の畑で265㎡です。申請人は売電収入を見込んで、太陽光発電施設を計画したものです。実行組合の排水同意、土地改良区の同意、隣接耕作者の同意もあります。申請地は河崎口駅から300m以内にある農地で第3種農地に該当すると思われまます。計画については、開発許可が不要であることを確認しています。転用については特に問題が無いと思われまます。以上です。

議長（松林委員）

今、地元委員さんから説明がありました。何かご意見等ございませんでしょうか。

無いようなので採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いいたします。全員挙手ということで決定いたします。

続きまして、7ページ、議案第3号をお願いいたします。

農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について、下記申請について、農地法施行令第15条第2項において準用する、第7条第2項の規定により意見を具申したいので審議を求めます。

8ページ、番号1の上福原1丁目について、地元委員さんからのご説明をお願いいたします。

12番（大東委員）

先ほど見た議案です。地元の吉澤委員に代わって説明します。申請者は議案のとおりです。申請地は上福原1丁目の田で面積290㎡です。申請地の学校側に申請している会社事務所有り、その反対側に会社の駐車場があり、申請地は事務所と駐車場に挟まれている状況でした。駐車場が手狭になってきたことから、申請地を駐車場として借り受ける計画をしたものです。実行組合の排水同意、土地改良区の同意もあります。申請地は住宅や公共施設が連たんしている区域に隣接する区域内にある農地で、その規模が10ha未満であり、第2種農地に該当すると思われます。駐車場として利用するため、建築許可不要であることを確認しています。転用については問題ないと思われますのでよろしくお願ひします。

議長（松林委員）

今、地元委員さんからの説明いただきましたけれども、これにつきましてご質問等がございますでしょうか。

そうしましたらご意見ないようでございますので採決をしたいと思ひます。異議のない方は、挙手をお願いいたします。全員挙手ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続きまして、番号2の佐陀について、地元委員さんから説明をお願いいたします。

13番（林原委員）

2番の議案について説明します。申請者は議案のとおりです。申請地は淀江町佐陀の畑で面積は612㎡です。申請者は出雲市で昭和55年から不動産業を営んでいます。周辺の開発状況から安定した家賃収入が見込めることから、大東建託に管理をお願いし共同住宅の建設を計画したものです。実行組合の排水同意もあります。申請地は水道・下水道管が埋設された道路に面し、500㎡以内に2以上の病院があるため第3種農地に該当すると思われます。淀江町で規模が3,000㎡未満の本件は、開発許可は不要であります。転用については問題ないと思われるのでよろしくご審議お願ひします。

議長（松林委員）

今、地元委員さんからご説明いただきましたけれども、これにつきましてご質問等がございますでしょうか。

そうしましたらご意見ないようでございますので採決をしたいと思ひます。異議のない方は、挙手をお願いいたします。全員挙手ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続きまして番号3の車尾について地元委員さんから説明を求めます。

12番（大東委員）

3番について説明します。申請地は車尾南1丁目の田で面積は641㎡です。場所は先月コンビニの申請で見に行った現地の隣です。申請者は近くの泌尿器科の病院です。従業員の駐車場を整備する必要が生じたため、申請地に駐車場を計画したものです。

土地改良区の同意、隣接耕作者の同意、農業用水路への放流同意もあります。

申請地は、住宅や公共施設が連たんしている区域に近接する区域内であり、その規模が10ha未満であり、第2種農地に該当すると思われます。駐車場として利用するだけであり、市街化調整区域の建築許可については不要であることを確認しております。

転用については問題ないかと思われますので、よろしくお願いします。

議長（松林委員）

ただ今、地元委員さんからの説明いただきましたけども、何かご質問、ご意見等ございませんでしょうか。

高西会長

ちょっと事務局に聞いてみるが、この金額に間違いはないか。

事務局（長谷川主任）

間違いありません。確認しております。

議長（松林委員）

そうしますと採決をしたいと思います。異議のない方は、挙手をお願いいたします。全員挙手ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続きまして、番号4の尾高について、地元委員さんより説明をお願いいたします。

15番（中本委員）

4番の議案について説明します。

現地には行っておりませんが、申請者は議案のとおりです。申請地は尾高の田、面積は214㎡です。大神山神社の裏手にあるところです。申請人は、申請地の近くで、健康器具や木製イスの製造販売を行っているところです。今回、材木の保管場所を確保するために、申請地を資材置場として利用したいというものです。農業用水路の放流同意もあります。申請地は他の農地区分に該当しない農地で、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地になるため、第2種農地に該当するものと思われます。尾高は都市計画区域外であり、資材置場として利用するだけであり、開発許可も不要であることを確認していますので、転用については問題ないと思いますのでよろしく

お願いします。

議長（松林委員）

今、地元委員さんより説明いただきましたけれども、これにつきましてご意見等がございませんでしょうか。

高西会長

ちょっと、あの、中本委員にいうが、あんたいけんで、あんなことは。現場は見てないって、見んといけんで。

15番（中本委員）

現地は見ています。

高西会長

さっき、見てないと言いなったが。

15番（中本委員）

今日、現地には行ってないと言っただけです。

議長（松林委員）

わかりました。

採決したいと思いますので、異議のない方は、挙手をお願いいたします。全員挙手ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続きまして、番号5の西原について、地元委員さんから説明いただきたいと思います。

7番（生田委員）

そうしますと5番の議案について説明します。申請地は議案のとおり、淀江町西原の畑で面積は1,833㎡です。現地でも説明しましたが、申請者は、家賃収入を見込んで申請地に共同住宅の建築を計画したものです。農業用水路への放流同意もあります。申請地は、水道管・下水管が埋設された道路に接し、500m以内に複数の病院があるので第3種農地に該当するものと思われます。淀江町は未線引き都市計画区域であり、規模が3,000㎡未満の本件は、開発許可は不要です。転用について問題はないと思われます。よろしく申し上げます。

議長（松林委員）

ただ今、地元委員さんよりご説明いただきましたけれども、これにつきまして何かご質問等がございますでしょうか。

4番（田邊委員）

ちょっと聞いてみるけど、これは埋め立てしてあるのを新しい人が買ったのかな。現場をそのままの状態で。

高西会長

結局ねえ、そこは鯉の稚魚の池だったので事故があったらいけんということで、埋め立てたものだ。

4番（田邊委員）

畑で池にしとったの。

高西会長

子どもに事故があるといけんということで、埋め立てしたのは20年以上前のことだ。

4番（田邊委員）

わかりました。

議長（松林委員）

他にないですか。ないようでございますので、異議のない方は、挙手をお願いいたします。全員挙手ということで異議なしと認め、許可申請は適当である旨の意見を付すことといたします。

続きまして、9ページ、議案第4号をお願いいたします。米子市農用地利用集積計画の決定について、別紙農用地利用集積計画（案）について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、決定を求めます。今月は、利用権設定が108件、所有権移転が1件ございます。

それでは、利用権設定各筆明細について、12ページ番号4-1から4-2について審議いたします。審議に入りたいと思いますが、農業委員会等に関する法律第31条第2項に基づき、この案件の当事者である大縄委員の退席を求めます。

（大縄委員退席）

議長（松林委員）

そういたしますと、番号4-1から4-2について事務局から説明をお願いいたします。

事務局（宅和係長）

失礼いたします。利用権設定各筆明細について説明いたします。

12ページ番号4-1から番号4-2は再設定です。設定後の経営面積は、あわせて334aとなります。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えますので、ご審議よろしく申し上げます。

議長（松林委員）

ただ今、事務局からの説明いただきました。これについてご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

そういたしますと採決をしたいと思います。異議のない方は、挙手をお願いいたします。全員挙手ということで異議なしと認め、決定いたします。

審議を終了しましたので、大縄委員の着席を求めます。

（大縄委員着席）

議長（松林委員）

続きまして、番号4-3から19ページ番号4-41までを一括して審議いたします。事務局説明をお願いいたします。

事務局（宅和係長）

失礼いたします。

12ページ番号4-3から13ページ番号4-5までは、再設定です。番号4-6は、借受人の要望によるものです。設定後の経営面積は、合わせて126aとなります。

番号4-7は、借受人の要望によるものです。設定後の経営面積は、5,718aとなります。

番号4-8は、再設定です。設定後の経営面積は、532aとなります。

番号4-9は再設定です。設定後の経営面積は、258aとなります。

番号4-10は、借受人の要望によるものです。設定後の経営面積は、98aとなります。

番号4-11は、再設定です。設定後の経営面積は、159aとなります。

14ページ番号4-12から番号4-13は、再設定です。設定後の経営面積は、133aとなります。

番号4-14は、貸人の高齢化によるものです。設定後の経営面積は、1,416aとなります。

番号4-15から番号4-16は、貸人の高齢化によるものです。設定後の経営面積は、300aとなります。

15ページ番号4-17は、再設定です。設定後の経営面積は、68aとなります。

番号4-18は、借受人の要望によるものです。設定後の経営面積は、1,047aとなります。

番号4-19は、借受人の要望によるものです。設定後の経営面積は、88aとなります。

番号4-20から16ページ番号4-21は、再設定です。設定後の経営面積は、1,290aとなります。

番号4-22は、再設定です。設定後の経営面積は、279aとなります。

番号4-23から番号4-24は、再設定です。経営面積は、63aとなります。

番号4-25は、再設定です。経営面積は、176aとなります。

番号4-26から番号4-27は、再設定です。設定後の経営面積は、231aとなります。

17ページ番号4-28は再設定です。設定後の経営面積は、1,122aとなります。

番号4-29は、再設定です。設定後の経営面積は、1,123aとなります。

番号4-30は借受人の要望です。設定後の経営面積は、1,137aとなります。

番号4-31から番号4-32は再設定です。設定後の経営面積は、133aとなります。

18ページ番号4-33から番号4-34は、再設定です。設定後の経営面積は、769aとなります。

番号4-35は取下げが出ましたので削除願います。

番号4-36は、再設定です。設定後の経営面積は、50aとなります。

番号4-37は、貸し人の高齢化によるものです。設定後の経営面積は、76aとなります。

19ページ番号4-38は、借り人の要望による貸付です。設定後の経営面積は、57aとなります。

番号4-39は、再設定です。設定後の経営面積は、31aとなります。

番号4-40から番号4-41は、再設定です。設定後の経営面積は、100aとなります。

以上、番号4-3から番号4-41までは、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議よろしくお願ひします。

議長（松林委員）

ただ今、事務局から説明いただきました。これにつきましてご意見、ご質問等があればお願いいたします。

無いようですので決定したいと思いますので、異議のない方は、挙手でお願いいたします。全員挙手ということで異議なしと認め、決定といたします。

続きまして、22ページ 利用権設定各筆明細（農地中間管理権を取得する場合）について、番号4-1から37ページ、番号4-67までを一括して審議いたします。そういたしますと、事務局から説明をお願いいたします。

事務局（宅和係長）

失礼いたします。22ページをお開きください。鳥取県農業農村担い手育成機構が行います中間管理権の取得についてご説明いたします。

22ページ番号4-1から番号4-3は、賃貸借です。

23ページ番号4-4の古豊千は賃貸借、高島は使用貸借です。

賃貸借と使用貸借に分かれているものは、ほ場整備地かどうか又は営農条件が良いかどうかの違いとのことです。

番号4-5は賃貸借です。

番号4-6は下新印が使用貸借、それ以外は賃貸借です。

24ページ番号4-7から番号4-8は賃貸借です。

25ページ番号4-9は諏訪が使用貸借、それ以外が賃貸借です。

番号4-10は、古豊千が賃貸借、それ以外は使用貸借です。

番号4-11から27ページ番号4-20までは賃貸借です。

28ページ4-21は、一部が賃貸借、それ以外が使用貸借です。

番号4-22から29ページ番号4-30までは賃貸借です。

30ページ番号4-31は下新印が賃貸借、それ以外が使用貸借です。

番号4-32から35ページ番号4-54までが賃貸借です。

番号4-55から37ページ番号4-67までは使用貸借です。

なお、今月の中間管理権を取得しようとする農地は全て、借受予定者がおられます。

番号4-1から番号4-67まで、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

ご審議よろしく申し上げます。

議長（松林委員）

ただ今、事務局から説明いただきました。これにつきましてご意見、ご質問等があればお願いいたします。

高西会長

使用貸借というのは、地権者はどう考えているのか。

事務局（宅和係長）

無償でもいいから農地を管理して欲しいという地権者の希望が多くあります。

高西会長

使用貸借のほ場は、どうなっとるのか。

事務局（宅和係長）

個々の農地を見ているわけではありませんが、聞いていることでは、担い手がこの農地ならお金を払ってまではやりたくない。

担い手と機構と地権者の間のやりとりで使用貸借として合意をされたものです。

4番（田邊委員）

基本的に機構は、ほ場整備以外受けないことにしているからなあ。それでだな。

ほ場整備地での使用貸借はないか。

事務局（宅和係長）

地番を見るとありそうです。ほ場整備地でも状態が悪い所があるということで、その場合は無償で借りることがあるようです。

議長（松林委員）

いろいろ意見がありましたが、採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いいたします。全員挙手ということで異議なしと認め、決定いたします。

続きまして、40ページ、所有権移転各筆明細について、番号4-1を審議いたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局（宅和係長）

失礼します。所有権移転各筆明細について説明いたします。40ページ番号4-1は、下郷のほ場整備田であり、1枚の農地が2筆に分

かかれている入会田のひとつとなります。隣接農地所有者の巖生産組合が実際は4年前に、これを1枚の田と誤認して、1枚分のお金を払って取得したとのこと。後で、よく調べると田の中に1筆同じ所有者の名義の農地があったということで、この度、売買金額総額〇円で売買するという事です。売買後の経営面積は5718aとなります。

以上、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議よろしく申し上げます。

4番（田邊委員）

1枚のものと思って買ってしまってたんだな。

事務局（宅和係長）

1枚のものと思って買って、1枚分のお金も払っていたとのこと。

高西会長

地権者も一緒だな。

事務局（宅和係長）

そうです。

議長（松林委員）

ただ今、事務局よりご説明いただきました。他にご質問等ございませんでしょうか。

そういたしますとご質問等ございませんようですので、採決をしたいと思えます。異議のない方は、挙手をお願いいたします。全員挙手ということで異議なしと認め、決定といたします。

次に、41ページの議案第5号をお願いいたします。農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画に係る意見照会に対する回答について、別紙、農用地利用配分計画（案）について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき意見を求めます。それでは、42ページ番号1から43ページ番号5について、一括して審議いたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局（宅和係長）

失礼します。今月の農地中間管理事業利用配分計画について、耕作者選定理由をご説明いたします。

42ページ 番号1は、近隣圃場の耕作者であるため配分するもので、配分後の経営面積は、5,718aです。

番号2は、近隣ほ場の耕作者であるため配分するもので、配分後の経営面積は、1,416aです。

番号3は、近隣ほ場の耕作者であるため配分するもので、配分後の経営面積は、1,122aです。

43ページ 番号4は、近隣ほ場の耕作者であるため配分するもので、配分後の経営面積は258aです。

番号5は、近隣ほ場の耕作者であるため配分するもので、配分後の経営面積は、190aです。

番号1から番号5までの選定理由は以上です。ご審議お願いいたします。

議長（松林委員）

ただ今、事務局よりご説明いただきました。他にご質問等ございませんでしょうか。

そういたしますとご質問等ございませんようですので、採決をしたいと思います。異議のない方は、挙手をお願いいたします。全員挙手ということで異議なしと認め、決定といたします。

続きまして番号6に入りますが、農業委員会等に関する法律第31条第2項に基づき、この案件の当事者である泉委員の退席を求めます。

（泉委員退席）

議長（松林委員）

そうしますと番号6について事務局の説明を求めます。

事務局（宅和係長）

番号6は、近隣ほ場の耕作者であるため配分しようとするものです。経営面積は、316aとなります。ご審議よろしく申し上げます。

議長（松林委員）

ただ今、事務局よりご説明いただきました。他にご質問等ございませんでしょうか。

そういたしますとご質問等ございませんようですので、採決をしたいと思います。異議のない方は、挙手をお願いいたします。全員挙手ということで異議なしと認め、決定といたします。泉委員の着席を求めます。

（泉委員着席）

議長（松林委員）

引き続きまして、番号7から53ページ21番まで一括して審議します。事務局に説明を求めます。

事務局（宅和係長）

番号7は、近隣ほ場の耕作者であるため配分するもので、配分後の経営面積は、135aです。

番号8は、近隣ほ場の耕作者であるため配分するもので、配分後の経営面積は、625aです。

44ページ 番号9は、近隣ほ場の耕作者であるため配分するもので、配分後の経営面積は、1,496aです。

番号10は、近隣ほ場の耕作者であるため配分するもので、配分後の経営面積は、594aです。

番号11は、近隣ほ場の耕作者であるため配分するもので、配分後の経営面積は、829aです。

番号12は、近隣ほ場の耕作者であるため配分するもので、配分後の経営面積は、235aです。

45ページ 番号13は、他に耕作しようとする者がいないため、配分するもので、配分後の経営面積は、75aです。

番号14は、近隣ほ場の耕作者であるため配分するもので、配分後の経営面積は、937aです。

番号15は、他に耕作しようとする者がいないため、配分するもので、配分後の経営面積は、15aです。営農計画者が提出されていますので10aからの借り入れが可能です。

46ページ 番号16は、近隣ほ場の耕作者であるため配分するもので、配分後の経営面積は、1,047aです。

46ページから47ページの番号17は、近隣ほ場の耕作者であるため配分するもので、配分後の経営面積は、979aです。

47ページから48ページの番号18は、他に耕作しようとする者がいないため、配分するもので、配分後の経営面積は、492aです。

48ページから52ページの番号19は、近隣ほ場の耕作者であるため配分するもので、配分後の経営面積は、7,188aです。

52ページから53ページの番号20は、近隣ほ場の耕作者であるため配分するもので、配分後の経営面積は、383aです。

番号21は、他に耕作しようとする者がいないため、配分するもので、配分後の経営面積は、75aです。

選定理由については以上でございます。ご審議よろしく申し上げます。

議長（松林委員）

ただ今、事務局からご説明いただきました。これにつきまして、ご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

ないようでございますので採決したいと思います。異議のない方は、挙手をお願いいたします。全員挙手ということで異議なしと認め、適当である旨回答いたします。

審議事項は以上でございます。続いて報告事項に移ります。

56ページ、(1)農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について、番号37から番号41までの5件を受理し

ております。

続きまして、57ページ、(2) 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書の受理について、番号87から番号91までの5件を受理しております。

続きまして、58ページ、(3) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、番号82から番号85までの4件を受理しております。

続きまして、59ページ、(4) 非農地現況証明について、番号47から番号49までの3件を証明しています。

続きまして、60ページ(5) 農地等の現況に係る照会に対する調査結果について、鳥取地方法務局米子支局からの地目変更登記申請に係る照会に対し、62ページまでの3件を非農地である旨の回答をしております。

続きまして、63ページ、(6) 農地転用現況確認書交付について、番号54から番号57までの4件を交付しています。

続きまして、会長に、県農業会議会議員の事務報告をお願いします。

高西会長

(鳥取県農業会議会議員の事務報告)

議長(松林委員)

質問ないようですので、事務局のほう何か連絡ありませんか。

事務局(宅和係長)

(事務連絡)

議長(松林委員)

そうしましたら以上を持ちまして、第133回の農地部会を終わらせていただきます。ご苦労様でした。

閉 会 午後4時05分